

## 船橋市自治大学校派遣研修生選考要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、船橋市職員研修規程（昭和56年船橋市訓令第2号）第2条に規定する派遣研修のうち、自治大学校派遣研修生の選考について必要な事項を定めることにより、高度な専門知識、技能を持った職員の育成、及び他自治体職員との人脈作りという当該派遣研修における効果を高め、もって市政に資することを目的とする。

### (選考の対象となる研修課程)

第2条 選考の対象となる研修課程（以下「自治大派遣研修」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般研修課程の第1部課程、第2部課程、第1部・第2部特別課程、第3部課程
- (2) 専門研修課程
- (3) 特別研修のうち研修期間が1月を超えるもの

### (研修生の募集)

第3条 自治大派遣研修の研修生の募集方法は、公募とし、職員を自治大派遣研修の研修生として受講させることを希望する各部長（以下「推薦者」という。）は、指定の書類を指定する期日までに総務部長に提出するものとする。

### (選考委員会の設置)

第4条 自治大派遣研修の研修生の選考について、自治大学校派遣研修生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (選考委員会の構成)

第5条 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 人事課長
- (2) 教育委員会教育総務課長
- (3) 人材育成室長

2 選考委員会には委員長を置き、人事課長をもって充てるものとする。

### (選考及び推薦)

第6条 選考委員会は、推薦者から推薦を受けた者に対し、文書審査及び面接を行う。

但し、緊急を要する場合等、委員長が特に必要と認める場合にはこの限りではない。

2 選考委員会は、推薦者から推薦を受けた者の中から研修生としてふさわしい者を前項の規定に基づき選考し、総務部長に推薦するものとする。

### (研修生の決定)

第7条 総務部長は、前条第2項に基づく推薦があったときは、その内容を審査し、ふさわしいと認める場合には研修生として決定し、推薦者へ通知するものとする。

### (選考委員会の庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、人材育成室において処理する。

### (その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。